

○ 銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
〔合算関連法人等から除かれる者〕	〔題名〕銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示	〔題名を付する。〕
〔合算関連法人等から除かれる者〕	〔合算関連法人等から除かれる者〕	〔合算関連法人等から除かれる者〕
第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。次項及び第七条第二項を除き、以下同じ。）を行う者が銀行である場合に限る。）は、次に掲げ	第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十二条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項、第四条及び第七条第一項において同じ。）を行う者が銀行である場合に限る。）は、	第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十二条の十一第一

る者とする。

、次に掲げる者とする。

〔一～五 略〕

2  
〔略〕

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるもの

は、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供

一 自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）

二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文に規定する派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引

二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百四十八条の四第三項各号に掲げる取引

三 自己資本比率告示第二百五十条第一項各号に掲げる取引

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第四条の二 規則第十四条第五項に規定する金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第十条第三項第三号に掲げるものとする。

〔条を加える。〕

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法

2  
〔同上〕

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 〔同上〕

2  
〔同上〕

る者とする。

、次に掲げる者とする。

〔一～五 同上〕

2  
〔同上〕

第四条の三

規則第十四条第六項に規定する金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 受益証券等（規則第十三条の六に規定する受益証券等をいう。）に係る取引

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第二号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 規則第十四条第六項に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（規則第十四条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（規則第十四条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（規則第十四条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産（規則第十四条第六項に規定する個別資産をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれか

「条を加える。」

が他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産の価額に乘じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産又は当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第十三条第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 規則第十四条第六項ただし書に規定する金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不適当であると金融庁長官が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 「同上」

〔一・五 略〕

六 規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 略〕

2 規則第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第五十二条の二十二第一項本文に規定する銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一・二 略〕

三 前項第八号に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金（当該銀行持株会社の子法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四に規定する子法人等をいう。次条第二項第四号において同じ。）である銀行に対する預金をいう。）の額

〔一・五 同上〕

六 規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 同上〕

2  
〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第八号に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金（当該銀行持株会社の子法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号に掲げる子法人等をいう。）又は関連法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第二号に掲げる関連法人等をいう。）である銀行に対する預金をいう。）の額

第八条 規則第十四条の二第二項に規定する金融庁長官が定める手段  
（信用リスク削減手法等）

〔条を加える。〕

は、自己資本比率告示第八十条第一項に規定する信用リスク削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2 規則第十四条の二第二項ただし書に規定する金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 担保として提供される現金及び自行預金

二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

三 当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第九条 規則第十四条の四に規定する金融庁長官が定める者は、法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。次項において同じ。）とする。

2 規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの子法人等とする。

（銀行持株会社等）

第十条 令第十六条の二の三第三項第二号に規定する金融庁長官が指定する銀行持株会社は、次に掲げる銀行持株会社とする。

〔条を加える。〕

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第八条 規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社とする。

2 規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社とする。

一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

二 株式会社みずほフィナンシャルグループ

三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

2 令第十六条の二の三第三項第二号に規定する金融庁長官が指定する者は、金融安定理事会の名において公表が行われたグローバルなシステム上重要な銀行のリストに記載されている者並びにその合算子法人等（令第四条第二項に規定する合算子法人等をいう。）及び合算関連法人等（同条第三項に規定する合算関連法人等をいう。）とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。